

令和2年度 クリーニング師研修 の開催について (2020年度)

(公財) 京都府生活衛生営業指導センター
協力：京都府生活衛生課・各保健所／京都市医療衛生企画課・医療衛生センター

クリーニング業務に従事されているクリーニング師の方は、3年に一度京都府知事が指定する研修を受講することが「クリーニング業法」により義務づけられています。該当される方は必ず受講してください。

第1型 (会場研修)

会場で受講する研修です。

受講対象の方

クリーニング師免許を
お持ちの方で、

- 前回の受講年月が平成30年(2018年)3月以前の方
- 一度も受講したことがない方

受講対象の確認方法は
裏面をご覧ください。

第1型研修が都合により受講できない方（遠隔地居住者、持病などで会場受講が困難な方）については、第2型研修（自宅学習による通信研修）を実施いたします。

同封のご案内をご一読の上、受講してください。

1 日 時 令和2年(2020年) 12月6日(日)

13:00~17:00 (※)

※当日の「時間割」は「受講票」と同封の上、お送りいたします。

2 場 所 ホテルルビノ京都堀川

- 市営バス9・12・50番「堀川下長者町」下車 徒歩2分
京都市上京区東堀川通下長者町下る3丁目7
電話 (075) 432-6161 (代表)

3 受講科目 衛生法規及び公衆衛生・洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理・繊維及び繊維製品

4 受講料 5,000円 (テキスト代を含む。)

5 申込方法 同封の払込取扱票【**第1型** 申込書】の通信欄に必要事項をすべてご記入の上、受講料を添えて最寄のゆうちょ銀行（郵便局の窓口又はATM）に払い込んでください。

- 振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。
(郵便局のATMをご利用いただきますと、手数料が窓口での払込みより51円安くなります。)

6 申込締切日 令和2年 11月13日(金) まで

- 会場の定員(50名)により、申込期間中でも満席になりましたら締め切ります。お早めにお申込みください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により、会場の定員に制限があるため、第1型研修については、事業所単位による一括申込はできません。ご了承ください。

7 その他 申込みの方には、開催日の1週間前に「時間割」と「受講票」をお送りします。

- 12月2日までに受講票が勤務するお店に届かない場合は、当センターまでお電話ください。

<問合せ・申込み先>

公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL (075) 722-2051/FAX (075) 711-6123

受付：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10:00～16:00

詳細はホームページを
ご覧ください。

<https://www.kyoto-seel.com/>



お客様は安全・安心を求めています。クリーニング業法で定められたクリーニング師研修を3年に一度受講しましょう。

改訂クリーニング事故賠償基準や衣類の取扱い表示、長期間放置品への対応、注意が必要な素材と事故防止策などクリーニング業を取り巻く社会環境や消費者から求められている諸問題を取り上げます。予防衛生やクレーム対策等の正しい知識を習得し、お客様に信頼されるお店作りにお役立てください。

講師プロフィール

○衛生法規及び公衆衛生

しおみ おさむ
塩見 修 氏

元京都府宇治保健所衛生課長



獣医師。生活衛生営業に関する公衆衛生学の講師を多数務める。業務を安全・円滑に行うための『衛生法規と公衆衛生の実践』について、ユーモアとわかりやすい言葉で伝える熱心な講義には定評がある。

○洗濯物の受取、保管及び引渡し
○洗濯物の処理
○繊維及び繊維製品

にしやま まこと
西山 誠 氏

クリーニング師・繊維製品品質管理士
PROCS-LAB代表



昭和62年より家業を継承。クリーニング事故解析を得意とし、事故事例のデータ化や後進指導など業界の向上に貢献。入念な事前準備で臨む講義は『肌に染み入るような解説』と称されている。令和元年より業務支援会社「PROCS-LAB」を立ち上げ、技術支援・人材育成のコンサルタントとしても精力的に活動中。

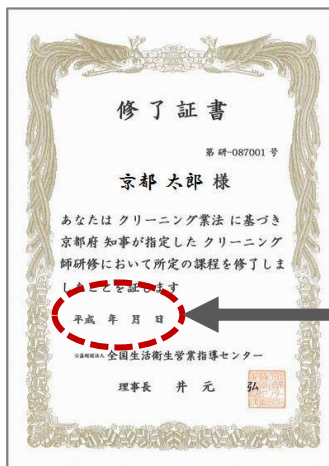
受講された方には、「修了証書」「修了済ステッカー」を交付しています。

研修の修了者については、京都府知事に受講修了の報告を行っています。また、修了者には修了証書と修了済ステッカーを交付しており、店頭等に掲示することにより、お客様に「法令順守の店」として信頼できるお店であることをPRすることができます。

受講対象の確認方法について

前回の受講日の「修了証書」又は「修了済ステッカー」でご確認ください。

修了証書



●「修了済ステッカー」

○の「受講年度」が
平成29年度（2017年度）以前
の方が受講の対象です。

●「修了証書」

○の「受講年月」が
平成30年（2018年）3月以前
の方が受講の対象です。

修了済ステッカー

